

なないろ高槻訪問看護ステーション

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業運営規程

本規程は、株式会社安住（以下「事業者」という。）が設置するなないろ高槻訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の適正な運営を確保するために必要な事項を定めるものである。

（事業の目的）

第1条 本事業は、要支援又は要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供することを目的とする。

（指定訪問看護事業の運営の方針）

第2条 事業所は、指定訪問看護事業の運営について、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業所は、自ら提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 事業所は、指定訪問看護の提供については、主治医との密接な連携及び訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

4 事業所は、指定訪問看護の提供については、懇切丁寧を旨とし、利用者又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導及び説明を行うものとする。

5 事業所は、指定訪問看護の提供については、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって行うものとする。

6 事業所は、指定訪問看護の提供には、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うものとする。

7 事業所は、特殊な看護等を行わないものとする。

8 事業所は、前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（指定介護予防訪問看護事業の運営の方針）

第3条 事業所は、指定介護予防訪問看護事業の運営について、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業所は、自ら提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

3 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供については、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとする。

4 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供については、利用者が有する能力を最大限活用することができるよう努めるものとする。

5 事業所は、指定介護予防訪問看護の提供については、利用者とのコミュニケーションを十分に図り、利用者が有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけを行うものとする。

6 事業所は、前各項のほか、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第4条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供については、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1） 名称 なないろ高槻訪問看護ステーション

（2） 所在地 大阪府高槻市野見町5番18号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（1） 管理者

ア 員数 1名

イ 職務の内容 従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し、法令等

において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 看護職員 次の区分に応じ、それぞれ定める数

ア 指定訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める員数

(ア) 看護職員 常勤換算方法で、2.5名以上

(イ) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

イ 職務の内容 訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕に基づき訪問看護〔介護予防訪問看護〕を提供する。また、看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕及び訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成する。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 8時45分から17時30分までとする。

(3) サービス提供時間 9時00分から17時00分までとする。

(4) 上記の営業日、営業時間及びサービス提供時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容）

第8条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 看護師等（准看護師を除く。以下本条において同じ。）は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成する。

(2) 看護師等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿って訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成する。

(3) 看護師等は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕の作成については、その主要な事項について利用者又は家族に対して説明し、その同意を得る。

(4) 看護師等は、訪問看護計画書〔介護予防訪問看護計画書〕を作成した場合は、これを利用者に交付する。

(5) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書〔介護予防訪問看護報告書〕を作成する。

(6) 前各号に定める指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生省告示第127号）（以下「介護報酬告示」という。）並びに当該基準に関連する通知等に規定する訪問看護費及び介護予防訪問看護費の単位数が算定可能なものに限る。

（利用料等）

第9条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合の支払いを受けるものとする。自費サービスを希望される場合は、サービス提供時間30分6,000円、サービス提供時間60分10,000円、以降サービス提供時間30毎に4,000円を徴収する。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

3 利用者又は家族の希望により、エンゼルケア（ご遺体へのケア）を実施した場合は、実費として、12,000円を徴収する。

4 事業所は、前3項の費用の支払を受けたときは、利用者又は家族に対し、利用料及びその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

5 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について事前に文書で説明した上で、その内容及び支払に同意する旨の文書に署名捺印を受けるものとする。

6 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関わる利用料の支払を受けたときは、利用者又は家族に対し、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高槻市内とする。

(衛生管理及び感染症の対策等)

第11条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、感染症の発生及びまん延を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（1回以上/6か月）するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供時に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供時に非常災害が発生した場合の対応は、事業者が定めた非常災害対策マニュアルのとおりとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を継続的に実施するよう努めるとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、これに従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（年1回以上）を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じてその変更を行うものとする。

(苦情処理)

第15条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、これに従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、原則として事業者での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業者であつた者に、前項の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約、就業規則等において規定する。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待を防止するための指針を策定すること。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための研修を定期的に（年1回以上）実施すること
- (4) 虐待を防止するための措置を適切に実施する担当者を置くこと。

2 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供時に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等、利用者を現に養護する者）による虐待を受けた疑いがある利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等)

第18条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由がある場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第19条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（以下「ハラスメント」という。）により看護師等の就業環境が害されることを防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントを防止するための指針を策定すること。
- (2) 従業者に対して、ハラスメントを防止するための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- (3) その他ハラスメントを防止するために必要な措置を講じること。

(記録の整備)

第20条 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を作成し、サービス提供の日から最低5年間は保存するものとする。

(適正な訪問看護サービスの提供)

第21条 事業所は、利用者の心身の状況、生活環境、主治医の指示等を踏まえ、適正かつ必要な訪問看護を提供する。

- 2 過剰・過少なサービス提供を避け、医学的・看護的根拠に基づいた判断を行う。
- 3 訪問看護指示書に基づき、主治医と適切に連携し、必要な情報を共有する。
- 4 利用者の状態変化やリスクがある場合は、速やかに主治医へ報告する。

(ICTを活用した情報連携)

第22条 事業所は、利用者の状態把握および関係機関との連携の効率化を図るため、ICTを活用した情報共有を推奨する（例：電子カルテ、情報共有アプリ等）

- 2 ICTを用いる場合は、個人情報保護に十分配慮し、適切な管理体制を整える。
- 3 電子的に保存した記録についても、紙媒体と同様に保存期間・管理基準を遵守する。

(安全管理体制)

第23条 事業所は、訪問看護に係る安全管理を適切に実施するため、以下の体制を整備する。

- (1) 安全管理担当者の設置
- (2) 定期的な会議の開催（概ね月1回以上）
- (3) 事故発生時の対応フロー（手順書）の整備・周知
- (4) ヒヤリハットの収集・分析・改善
- (5) 再発防止策の策定・実施

(法令遵守)

第24条 事業所および従業者は、関係法令・通知・ガイドラインを遵守し、適切な訪問看護の提供に努める。

(服薬状況の確認)

第25条 事業所は、訪問時に利用者の服薬状況（残薬を含む）を把握するものとする。

- 2 服薬状況に課題がある場合、または医療的判断が必要と認められる場合は、主治医および保険薬局へ速やかに情報提供を行う。

- 3 必要に応じて、服薬管理・残薬調整・服薬支援に関する助言を行い、関係機関と連携して対応する
(その他運営に関する重要事項)

第26条 事業所は、従業所の資質向上のために、次のとおり研修の機会を設けるとともに、業務の執行体制についても必要な検証、整備を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内

- (2) 継続研修 年4回

- 2 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

本規程は、令和6年7月1日から施行する。

本規程は、令和7年6月1日から施行する。

本規定は、令和8年2月11日から施行する。

本規定は、令和8年7月1日から施行する。